

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	寒冷地手当月額化に係る人事給与システム改修業務
発 注 課	総務局職員部勤労課
選 定 事 業 者	富士通Japan株式会社 北海道公共ビジネス部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本役務は、「人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム基盤等の更新業務」（以下「既契約特定役務」という。）により調達したシステムのサービス利用につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の役務である。 本役務は既存システム中のプログラム改修を行うものである。当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、当該システムにて制度改正やプログラム修正を遂行するには高度な知識と経験が必要である。現行システム仕様を知る術がない契約予定の相手方以外では、改修にあたりシステム機能を損なった際に深刻な影響を及ぼすこととなるため、この条件を満たす者は、当該システムの提供元である富士通Japan株式会社に限定される。 以上より、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、本契約は特定者を相手方とする随意契約とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）